
プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発

項目 IFRS S2 号改訂への対応

I. 本資料の目的

1. 2025 年 1 月 29 日に開催された国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）のボード会議では、ISSB スタッフより、IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。また、IFRS S2 号を含む、ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準を「ISSB 基準」という。）の改訂が提案されている。また、ISSB により IFRS S2 号の改訂が決定され、改訂案に関する公開草案が公表されることとなった場合、コメント期間は 60 日とされ、2025 年中の確定を目指すことが示唆されている¹。
2. 本資料は、この ISSB による IFRS S2 号の改訂について、当委員会が 2025 年 3 月末までに公表することを目標としているサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）における取扱いを検討することを目的としている。

II. 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 13 項参照）。
 - (1) ISSB より IFRS S2 号の改訂案が公表された場合、当該改訂案について当委員会において審議のうえ、（賛否にかかわらず）コメントを提出する。
 - (2) ISSB より IFRS S2 号の改訂案が公表された場合、その内容を SSBJ 基準に取り入れるかどうかについて当委員会において審議のうえ、速やかに（ISSB 基準の改訂の確定を待たずに）SSBJ 基準の改正に関する公開草案を公表する。
 - (3) ISSB が 2025 年中に IFRS S2 号の改訂を確定させた場合、2026 年 3 月末までに SSBJ 基準の改正を確定させることを目標とする。
 - (4) 改正後の SSBJ 基準は、関連する改訂後の ISSB 基準が適用可能となった日以後、適用可能とする旨の定めを含める。

¹ IFRS 財団ホームページ

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2025/january/issb/ap9c-application-challenges-concerns-requirement-gics-ifrs-s2.pdf>

Ⅲ. IFRS S2 号の改訂案の方向性

4. 2025年1月29日に開催されたISSBボード会議では、ISSBスタッフより、次の4点についてIFRS S2号における要求事項を修正又は明確化することが提案されている。
 - (1) 産業別に分解したファイナンスド・エミッション等の開示において、世界産業分類基準（以下「GICS」という。）の6桁の産業レベルのコードの使用に関する要求事項（関連規定：IFRS S2号B62項(a)(i)、B63項(a)(i)）を修正し、特定の状況においてGICS以外の産業分類システムを用いることができるとし、その場合に、使用した産業分類システムと当該産業分類システムを選択した基礎（basis）（例えば、プルデンシャル規制等の他の報告の要求事項の対象となっている等）を説明することを要求する容認規定を定める（審議事項 A2-2「世界産業分類基準（GICS）の取扱い」を参照のこと）。
 - (2) スコープ3「カテゴリー15」の投資に関連する温室効果ガス排出の測定及び開示の範囲（関連規定：IFRS S2号第29項(a)(i)(3)及び(vi)(2)、B58項からB63項）を、ファイナンスド・エミッション（ただし、デリバティブを除く）に限定し、ファシリテーションに係る排出並びに保険及び再保険産業における引受活動に関連する排出を除外することを明確にする。
 - (3) 温室効果ガスをCO₂相当量に変換するにあたり、法域の当局又は企業が上場する取引所から要求されている場合、最新ではない「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いることができるとする容認規定を定める。（関連規定：IFRS S2号第29項(a)(ii)、B21項及びB22項）
 - (4) 法域の当局又は企業が上場する取引所が、「GHGプロトコル(2004年)」とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができるとの容認規定は、連結グループ全体のみならず、グループ内の一部の企業にも適用可能であることを明確にする。（関連規定：IFRS S2号第29項(a)(ii)、B23項及びB25項）
5. 前項のISSBスタッフの提案がISSBボードにおいて支持された場合、ISSBよりIFRS S2号の改訂に関する公開草案が公表される予定である（コメント期間は60日とすることがISSBスタッフより提案されている）。

IV. 事務局による分析

6. 当委員会では、ISSB から公表された「主要なサステナビリティ開示基準に関するデュー・プロセス文書については、原則としてコメント・レターを提出する」（「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規²」第3条）こととされている。したがって、ISSB より IFRS S2 号の改訂に関する公開草案が公表された場合には、その内容の賛否にかかわらず、当該公開草案に対してコメントを提出することになると考えられる。
7. また、ISSB による IFRS S2 号の改訂が確定した場合の当委員会における対応については、第45回サステナビリティ基準委員会（2024年12月16日開催）審議事項 A1-2「確定基準公表後の対応」において審議したとおり、「本基準公表後の対応」として、次のとおり適用基準に含める予定である。

（HP では文案は非公表）

8. これに従えば、2025年1月のISSBボード会議の審議を踏まえISSBによりISSB基準が改訂された場合、当委員会において、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することになる。
9. ISSBスタッフが提案するIFRS S2号の改訂箇所はいずれも、当委員会を含む、世界各国の基準設定主体等から寄せられた改訂の要請を受けて改訂を提案するものである。具体的な表現等について公開草案の内容を確認する必要があるが、方向性としては賛同できるものが多いと考えられる。
10. 賛同できる内容であれば、ISSBによるISSB基準の改訂の確定後、速やかにSSBJ基準に同様の内容を反映することが適切であると考えられる。適時にSSBJ基準の改正を行うためには、ISSBより公開草案が公表された場合、その内容をSSBJ基準に取り入れた場合のSSBJ基準の改正に関する公開草案を速やかに（ISSB基準の改訂の確定を待たずに）公表することが考えられる。
11. ここで、ISSBは、2025年中にISSB基準の改訂を確定させることを目標とすることを示唆している。ISSBが2025年中にISSB基準の改訂を確定させた場合、当委員会においては、2026年3月末までにSSBJ基準の改正を確定させることを目標とすることが考えられる。
12. 改訂後のISSB基準の発効日がどのように定められるかは明らかではないが、ISSBが2025年中にIFRS S2号の改訂を確定させ、ただちに早期適用可能とすることが考えられる。

² https://www.fasf-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/2/20220708_02.pdf

このとき、SSBJ 基準の改正が確定する前に、例えば、SSBJ 基準と ISSB 基準に同時に準拠することを望む 12 月決算企業が、ISSB 基準の改訂を反映した改正 SSBJ 基準に準拠して開示することを望む場合も考えられるため、改正後の SSBJ 基準は、関連する改訂後の ISSB 基準が適用可能となった日以後、適用可能とする旨の定めを含めることが考えられるかどうか。

V. 事務局による提案

13. 以上の検討を踏まえ、IFRS S2 号が改訂された場合の対応として、次のとおりとすることが考えられるかどうか。
 - (1) ISSB より IFRS S2 号の改訂案が公表された場合、当該改訂案について当委員会において審議のうえ、（賛否にかかわらず）コメントを提出する。
 - (2) ISSB より IFRS S2 号の改訂案が公表された場合、その内容を SSBJ 基準に取り入れるかどうかについて当委員会において審議のうえ、速やかに（ISSB 基準の改訂の確定を待たずに）SSBJ 基準の改正に関する公開草案を公表する。
 - (3) ISSB が 2025 年中に IFRS S2 号の改訂を確定させた場合、2026 年 3 月末までに SSBJ 基準の改正を確定させることを目標とする。
 - (4) 改正後の SSBJ 基準は、関連する改訂後の ISSB 基準が適用可能となった日以後、適用可能とする旨の定めを含める。

ディスカッション・ポイント

IFRS S2 号改訂への対応に関する事務局による提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上